

原子力損害賠償法第3条第1項ただし書 (免責規定)について

東京電力株式会社福島原子力発電所事故に係る免責規定の適用について①

○原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)

第3条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 (略)

- 原子力損害の賠償に関する法律案提出時の国会審議において、政府又は参考人から、「異常に巨大な天災地変」とは、「人類の予想していないような大きなもの」、「全く想像を絶するような事態」であるなどと説明されている。
- これは、原子力事業者に責任を負わせることがあまりにも過酷な場合にのみ、原子力事業者を免責するという趣旨であると理解されており、「異常に巨大な天災地変」とは、人類がいまだかつて経験したことの無い全く想像を絶するような事態に限られると解釈されている。
- 今回の東北地方太平洋沖地震については、地震の規模も津波の規模も非常に大きかったが、過去に発生した地震と比較した結果、人類がいまだかつて経験したことの無い全く想像を絶するような事態には該当しないと解されたため、同法第3条第1項本文が適用されるものとされた。

平成23年6月7日閣議決定（野田聖子議員・質問主意書に対する答弁書）

（問）政府は今回の福島原発事故について、原子力損害賠償法三条但し書きの「異常に巨大な天災地変」を適用せず、東京電力が免責にならないとの立場であると認識しているが、そのように判断する明確な根拠を明らかにされたい。

（答）原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「原賠法」という。）第三条第一項ただし書の「異常に巨大な天災地変」については、昭和三十六年の法案提出時の国会審議において、「人類の予想していないような大きなもの」であり、「全く想像を絶するような事態」であるなどと説明されており、これは、原子力損害については、一義的に原子力事業者が責任を負うべきであるという趣旨であると理解している。

このため、政府としては、今回の東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「福島原子力発電所事故」という。）に係る原子力損害については、同項ただし書ではなく、原子力事業者がその賠償責任を負うとする同項本文が適用されることを前提に対応を進めているところである。なお、平成二十三年五月十日には、東京電力から海江田原子力経済被害担当大臣に対し、原子力事業者が原賠法第三条に基づき損害賠償を行うために必要な援助について規定した原賠法「第十六条に基づく国の援助の枠組みを策定していただきました」いとの要請がなされているところである。

東京電力株式会社福島原子力発電所事故に係る免責規定の適用について②

世界の巨大地震(20世紀以降)	
地震	規模(M)
チリ地震(1960)	9.5
アラスカ地震(1964)	9.2
スマトラ地震(2004)	9.1
<u>東北地方太平洋沖地震(2011)</u>	<u>9.0</u>
カムチャッカ地震(1952)	9.0

出典

- USGS(アメリカ地質調査所)

世界の巨大津波	
地震	津波(m)
アラスカ地震(1964)※1	67.1
スマトラ地震(2004)※2	48.86
<u>東北地方太平洋沖地震[岩手県宮古市](2011)※3</u>	<u>40.4</u>
明治三陸地震(1896)※4	38.2
アリューシャン地震(1946)※1	35.05
北海道南西沖地震(1993)※4	31.70
<u>東北地方太平洋沖地震[福島第一原子力発電所](2011)※5</u>	<u>13.1</u>

出典

※1: NOAA(アメリカ海洋大気圏局)

※2: 横浜国立大学等現地調査団

※3: 東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ(森(2011))

※4: 日本被害津波総覧

※5: 福島原子力事故調査報告書(東京電力株式会社
(平成24年6月20日))

【参考】免責規定に関する主な国会答弁

第34回国会 科学技術振興対策特別委員会（昭和35年5月18日）

○中曽根国務大臣（科学技術庁長官） 今の点は、少し誤解があるようでございまして、第三条におきます天災地変、動乱という場合には、国は損害賠償をしない、補償してやらないのです。つまり、この意味は、関東大震災の三倍以上の大震災、あるいは戦争、内乱というような場合は、原子力の損害であるとかその他の損害を問わず、国民全般にそういう災害が出てくるものでありますから、これはこの法律による援助その他でなくて、別の観点から国全体としての措置を考えなければならぬと思います。戦争のような場合に船が沈む、その保険の支払い等いろいろな問題も出てきましようし、戦災にあうこともございましょう。従って、そういう異常巨大な社会的動乱あるいは天災地変というような場合には、これは別個のもので取り扱われるので、その限りにおいては、政府に法律上責任はない、そういうことになるのであります。（後略）

第38回国会 衆議院科学技術振興対策特別委員会（昭和36年4月26日）

○田中武夫委員 そういたしますと、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」ということは、俗に言う不可抗力よりもかつと範囲の狭いものですね。

○我妻榮参考人（東京大学名誉教授、原子力委員会原子力災害補償専門部会長） おっしゃる通りです。不可抗力という言葉にもずいぶんいろいろ議論があるようですけれども、超不可抗力ということなんです。ほとんど発生しないだろう。ほとんど発生しないようなことなら、何も書く必要はないだろうということにもなりますけれども、これは先ほどから繰り返して申しますように、無過失責任は私企業の責任を中心として発達したものですから、いかに無過失責任を負わせるにしても、人類の予想していないような大きなものが生じたときには責任がないとおかなくちゃ、つじつまが合わないじゃないか、そういう考えが出てくるだろうと私は解釈しております。しかし、実際問題としては問題になるかもしれませんけれども、おそらく大したことはないだろう。

第38回国会 参議院商工委員会（昭和36年5月26日）

○杠文吉政府委員（科学技術庁原子力局長） それからまた異常に巨大な天災地変または社会的動乱、これは見ないというのは、いわば超不可抗力のものでございまして、全く想像を絶するような事態であると考えるわけございまして、そのような際には見ないと申しますけれども、特別の立法等、その他の措置が行なわれるものと考えております。そういうことを予定しております。

第177回国会 衆議院文部科学委員会（平成23年4月27日）

○笹木文部科学副大臣 今、中屋委員からお尋ねがあった点について、今回のこの原子力事故が第三条の第一項のただし書きに当たるのかどうか。昭和三十六年の国会審議で、異常に巨大な天災地変というのはどういうものかということで答弁もしているわけですが、人類が予想していないような大きなもの、全く想像を絶するような事態、そういうようなものがこの三条の第一項に当たるんだということです。

今回、もちろん、地震とか津波とか噴火とか、自然災害に当たるものですが、この第三条の一項のただし書きが当たるような、人類の予想していない、全く想像を絶するようなものではない。これは過去にも、国内、国外、いろいろな事例でそういうことが言われているわけですから、原子力事業者を免責するということには今回ならないというふうに基本的な姿勢であります。（後略）

【参考】原賠法等の制定経緯

昭和32年～	万一原子力災害が発生した場合に十分な損害賠償がなされるよう、原子力委員会において、災害補償についての検討開始。
昭和33年10月29日	原子力委員会は、「原子力災害補償についての基本方針」を決定。これに関連して <u>原子力災害補償専門部会(我妻榮部会長)</u> を設置し、検討を行った。
昭和34年12月12日	原子力災害補償専門部会は、原子力委員会から審査を求められた原子力賠償責任、原子力責任保険等の問題について検討を行い、答申にまとめる。
昭和35年3月26日	原子力委員会は、この答申を受けて、委員会でさらに審議を行った上で、「 <u>原子力損害賠償制度の確立について</u> 」を決定。
昭和35年3月29日	政府は、原子力委員会決定を受け、原子力委員会決定の趣旨を尊重し、今国会に法案を提出するものとする旨の閣議了解。
昭和35年5月2日	「 <u>原子力損害の賠償に関する法律案</u> 」が閣議決定を経て第34回国会に提出(継続審査とされた後、廃案)。
昭和36年3月1日	さらに、原子力損害賠償補償契約について、原子力災害補償専門部会で検討が行われ、検討結果を踏まえ、「 <u>原子力損害賠償補償契約に関する法律案</u> 」がまとめられる。その後、2法案が閣議決定を経て第38回国会に提出。



昭和36年6月8日 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」が成立